

学習者用コンピュータ利用のきまり

ながきしりつためいししょうがっこう
長崎市立為石小学校

学習者用コンピュータの使い方

- コンピュータは、先生の許可をもらって使用しましょう。
- コンピュータは、落としたり、ぶつかけたりしないように注意し、ていねいに扱きましょう。もし、壊してしまった場合は、必ず先生に知らせましょう。
- コンピュータの調子が悪かったり、操作の仕方がわからなかったりしたときは、操作をやめ先生に聞きましょう。
- コンピュータは、先生の指示に従って使用し、授業中は、授業に關係のない使い方をしてはいけません。
- 授業以外で使うときは、先生が認めたこと以外の使い方をしてはいけません。（壁紙も勝手に変えません。）
- コンピュータに、落書きをしたり、シール等をはったりしてはいけません。
- コンピュータは、最後にシャットダウンして、毎日充電保管庫の決められた場所に保管しましょう。



パスワードの管理

パスワードは、他の人から推測されにくく、忘れにくいものにしましょう。また、他人の目につくところに書いたりしないようにしましょう。パスワードを忘れたときは、先生に相談してください。パスワードを決めるときは、次のルールを守りましょう。

- パスワードは、8文字以上
- 初期パスワードは使用しない
- 英大文字、英小文字、数字、記号の内、最低3つを組み合わせる（小学校低学年は、最低2つを組み合わせる）
- 名前、誕生日、電話番号、メールアドレスなど情報元が推測できる文字を使わない
- 連続した数字（1234 など）や、同じ文字、数字（111111 など）を連続して使わない

人を傷つける書き込みや無責任な書き込みの禁止

コンピュータは、ネットワークでつながっていて、あなたのコンピュータの先には相手の人がいます。人を傷つける言葉や、うその情報・いいかげんな情報などを書き込まないようにしましょう。

他の人の書き込みでいやな気持ちになったときは、やり直すのではなく、まわりの大人に相談しましょう。

相手を思いやり、面と向かって言えないような書き込みはしないことが大切です。



不正なアクセスの禁止

他人の ID(メールアドレス)・パスワードで勝手にログインすることは、「不正アクセス禁止法」で禁止されている犯罪行為です。絶対に、行ってはいけません。なりすましなどの被害にあわないためにも、他人に ID やパスワードを教えないようにしましょう。



個人情報、肖像権、著作権

自分や他人の住所や電話番号、写真などの個人情報を発信してはいけません。一度インターネット上に発信された情報は、削除することはとてもむずかしいものです。個人情報を悪用されると不正請求や脅迫などの被害にあうこともあります。

友達や先生などの写真や動画を勝手に発信してはいけません。無断で撮影されたり、撮影された写真を勝手に公表されたりするのは嫌なものです。このような精神的な苦痛を受けないように保護を受けることのできる権利を肖像権と呼びます。

写真、イラスト、音楽、文章などは、勝手につかわれぬために、著作権という権利で守られています。他人が作ったものを勝手に利用したり、発信したりしてはいけません。どうしても利用したいときは、必ず作った人に利用してよいかどうかの許可をもらう必要があります（授業で利用する場合は先生に相談しましょう）。

不適切なサイトへのアクセスの禁止・ダウンロードの禁止 等

学習に関係のないサイトや、子どもが見るのにはふさわしくないサイトにアクセスしてはいけません。インターネットには制限がかけられていますが、もし間違えてアクセスした場合は、すぐに退出しましょう。（そして先生にアクセスしてしまったことを教えてください。）

また、ゲームなどのアプリを勝手にインストールしてはいけません。

アクセスログ

学習者用コンピュータを使って、不適切なサイトにアクセスをしたり、不適切な書き込みをしたりした場合は、サーバにアクセスログが残り、誰がアクセスしたかわかるようになっています。誰がやったかわからないからという気持ちで、無責任な使い方をしないようにしましょう。

ログとは、コンピュータの利用状況やデータ通信など履歴や情報の記録のことです。操作やデータの送受信が行われた日時と、行われた操作の内容や送受信されたデータの中身などが記録されます。

コンピュータの良さを最大限に

コンピュータは、正しく使うととても便利な道具です。インターネットでいろいろな情報を集めたり、集めた情報をもとに資料としてまとめて発表したり、情報をみんなで共有したり、使い方は無限大です。先生や友達に使い方を聞いたり、自分で積極的に試したりしながら、コンピュータを効果的に活用しましょう。

